急に進め、施設・事業所等の防災対策を進める必要がある。また、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）を踏まえ、災害時に障害者等の要配慮者への障害福祉サービスが適切に提供されるよう、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定等の取組について、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が地方公共団体の防災部局や職能団体等と連携を図って取り組むことが望ましい。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、生き生きと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。

別表第一

一　福祉施設から一般就労への移行等

事　項	内　容
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和十一年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
一般就労に向けた福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和十一年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、一般就労を希望する者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者を支援するため、令和十一年度において、福祉施設から一般就労へ移行する利用者のうち、就労定着支援事業の利用実績に基づく成果目標等を踏まえつつ、地域に十分な数の就労定着支援事業所がない場合等、地域の実情に応じて障害者就業・生活支援センターによる支援が必要な場合には、地域の支援機関と十分に協議の上で、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。 ただし、障害者就業・生活支援センターについては、障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会が令和三年六月八日にとりまとめた「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書」において、今後、就業支援・生活支援双方における基幹型としての機能も担う地域の拠点とこととして地域の支援ネットワークの強化、充実を図っていくことも求められる」とされたことを踏まえ、いわゆる基幹型の取組を行っている場合は、地域の実情に応じて、活動指標を設定しないこととしてもよい。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を利用者に対して行い、令和十一年度において、福祉施設の利用者のうち、一般就労を希望する者が公共職業安定所の支援を受けて就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

二　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
同行援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
行動援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

三　生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。